

第3章 教育方法

【評価基準】

3-1 授業を行う学生数

3-1-1

会計大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

【現状説明】

2019年度の履修人数別のクラス数は図表3-1のとおりである。

【自己評価】

評価基準3-1-1が指摘する少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行う見地からは、1つの講義科目における受講者数及び演習・研究指導における受講者数は、ほぼ適切な規模に維持されていると判断する。

【今後の留意点】

講義形式及び演習形式の授業において双方向性・多方向性が維持できる適正人数を考慮しながら、引き続き会計専門職大学院の教育として必要な一定以上の講義科目の開設を維持する。

【評価基準】

解釈指針3-1-1-1

会計大学院においては、すべての授業科目について、当該科目の性質及び教育課程上の位置付けに応じて、受講する学生数は教育効果が十分に期待できる適切な規模であること。

【現状説明】

本会計大学院は、社会人学生の受講に配慮する目的で、2015年度より夜間開講科目を増加させている。社会人学生の便宜を図ることから、必修科目については、原則として、昼間と夜間・土曜日の時間帯の双方に同一科目を開講している。なお、夜間の講義とは、6時限目（18時30分～20時）および7時限目（20時10分～21時40分）の時間帯を指している。

必修科目については原則として2クラスを設けており、少人数教育を維持している（必修科目の複数開講制）。この必修科目を複数開講する場合、2クラスのうち1クラスは6時限目以降または土曜日に配置することとしており、社会人学生の出席に配慮している。選択科目については履修者数のばらつきが見られるところであるが、科目別の履修者は前記図表3-1のとおり、全体的に少人数化が図られている状態にある。

また、本会計大学院の基本的な方針が、多様な科目群の中から自由な選択を認めており、そのような多様性の中からの選択を尊重しつつ、発展科目と実践科目において履修者数が僅少な講義科目について見直しを行っており、これまで

も随時、科目の統合や改廃など一定の対応を図ってきたところである。

【自己評価】 (3-1-1-1 関係)

以上のことから、各科目の性質及び教育課程上の位置付けに鑑みて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていると判断する。

【今後の留意点】 (3-1-1-1 関係)

必修科目の複数開講制は、キャリアアップ・コース1年半制及びリカレント・コース1年制の開講に伴い、社会人学生の割合が増加していることを踏まえ、可能な限り平日昼間と夜間・土曜日の複数開講を実施し、履修利便の向上を図る。また、選択科目については、これまでも履修者の動向を見ながら一定程度の開講数を維持している。

なお、2プログラム制の実施に伴い、それぞれのプログラムにおいて選択必修科目、選択科目の新設や改廃が行われた。今後も、学生の受講の便宜や履修者数をみながら、教育効果が最大限確保できる適切な規模を維持する。

【評価基準】

解釈指針3-1-1-2

基準3-1-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、会計大学院において当該科目を初めて履修する学生に加えて、次に掲げる者を含む。

- (1) 当該科目を再履修している者。
- (2) 当該科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

【現状説明】

当研究科は、他の研究科と相互に教育を互換するシステムをとっており、各々の特徴ある科目を履修することが本会計大学院の教育の質を高めることになるものと考えている。本会計大学院の他研究科学生の履修状況（過去5年間）は図表3-3のとおりである。

【自己評価】

本会計大学院の講義科目は、学生の学習の妨げにならない範囲で、他研究科に対して開放されている。また、他研究科生の履修に当たっては、指導教員の許可を得て履修するようにしている。

【今後の留意点】

本会計大学院は、学生の受講を妨げない範囲で、他研究科生に対して門戸を開放し履修希望者の受け入れを行っている。本会計大学院の学生が他研究科の科目を履修することとの相互関係を維持するためにも、引き続き他研究科との良好なコミュニケーションを図る。

【評価基準】

解釈指針3-1-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による会計大学院の科目の履修は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

【現状説明】

本会計大学院では、他専攻等研究科の学生を本学専門職大学院学則第 39 条に基づき受け入れているほか、科目等履修生及び特別履修生の制度を設けている。他専攻等研究科の学生については前記のとおりである。

科目等履修生については、科目等履修生入試を行い、当該科目の受講にふさわしい者を受け入れている。科目等履修を経て、会計大学院の講義で知識を修得し、会計大学院を理解してもらうことがその目的である。

なお、特別履修生の制度は、会計プロフェッションを目指す学部学生（経営学部を除く）に対し、早期に会計教育を受ける機会を提供するものである。履修科目に合格し本研究科に入学した場合には、修了要件の単位に算入することが認められることから、学部学生が本研究科への進学を見据えて在学中から修士課程の専門教育を学ぶことができ、優秀な学生の履修が期待される。

【自己評価】

本会計大学院は、他の研究科と相互に教育を互換するシステムをとっているが、受講に際しては講師の許可を得ることとなっている。また、科目等履修生の制度についても、事前に面接を行うなどして、当該科目の受講が適切と判断される場合に限り受講を許可しており、解釈指針 3-1-1-3 に合致しているものと判断している。

また、特別履修生制度については、履修を許可された学生に対し教員が個別に履修科目についてアドバイスしており、解釈指針 3-1-1-3 に適合した運用を行っている。

【今後の留意点】

本会計大学院における他専攻等の学生や科目等履修生の履修については、引き続き学則等の趣旨に則り適切に運用する。また、特別履修生制度については制度開始以来、応募者数が僅少にとどまっているが、研究科ウェブサイトや入試説明会等で制度の周知を図り、優秀な学部学生に対して早期学習の機会を付与するよう努める。

【評価基準】

3-2 授業の方法

3-2-1

会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

- (1) 専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計専門職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

授業の方法に関しては、科目の性格の相違があるところ、パワーポイントを使用する教員、毎時間レジュメを配布してそれに基づいて講義を進める教員、毎回課題提出や小テストを実施する教員など各自それぞれに工夫を凝らしている。また、少人数制の演習はもとより、各系統ごとに事例研究科目を多数配置しており、具体的な事例に即した問題解決能力を高める授業を展開しているところである。2018年度から事例研究科目を増設しており、受講生に対しディスカッションを通じた事例分析能力の涵養と処理能力の向上を図っている。これらの点については、評価基準3-2-1に示す(1)から(3)の事項を最大限考慮して授業を行っているものとする。

また、年間の授業計画や各科目における授業内容及び方法、成績評価基準及び方法については、シラバスで詳細を明らかにしている。シラバスについては、複数の教員間でチェックする取組みを行っており、相互補完による質の向上を図っているところである。授業時間外の学習については、シラバスにおいて「事前・事後学習」の内容を、教科書の該当箇所や課題内容を具体的に明示するなどして、予復習を励行させている。また、教科によっては、受講生に対し宿題やレポートを課し、授業内容の理解の定着に努めている。

なお、事情により休講となった場合には、必ず補講が行われることとなっており、講義の設定されていない1時間目、あるいは、学事暦において設定されている補講日を利用するなどして、実施されている。また、必要に応じて、ビデオ収録により、補講の講義内容を Course Power という青山学院大学全体で利用している授業支援システムを通じてオンデマンド型で視聴する方法もとられている。そのため、全体としては15回の講義回数とは別に実施される試験時間は厳密に確保されている。

【自己評価】

上述のとおり、授業科目の性質に応じた適切な教育方法がとられているほか、シラバスも授業内容、成績評価基準、予復習事項など記載内容が充実しており、基準3-2-1に合致しているものと判断する。

【今後の留意点】

授業の実施方法等については、現在の教員間のシラバスのチェック等の取組みを継続し、実践的な授業方法を維持する。なお、社会人学生の増加に伴い、講義のウェブ配信等についての取組みを拡充すべく検討中である。

【評価基準】

解釈指針3-2-1-1

「専門的な会計知識」とは、当該授業科目において会計専門職業人として一般に必要と考えられる水準及び範囲の会計知識をいうものとする。

【現状説明】

本会計大学院では、専門的な会計知識を広く深く学ばせるという教育方針から、基本・発展・実践科目として学びやすいように細分化して段階的に専門的な学識を修得するよう科目を配置している。特に、実務と理論との融合を目的とする事例研究科目や実務系の科目を多数配置している。

近年では、社会人のリカレント教育の充実のため、キャリアアップ・コース1年半制とリカレント・コース1年制を設置し、社会人向けに事例研究科目や実務系の専門的・実践的な科目を、履修要件として重点的に配置した。さらに2プログラム制の開始に伴い、大幅に科目の見直しを行い、事例研究科目等実践的な科目を増設したところである。

【自己評価】

上述のとおり解釈指針3-2-1-1に合致しているものと判断する。

【今後の留意点】

会計監査及び税務マネジメントのそれぞれのプログラムにおいて、2年、1.5年、1年の各コースで修得すべき知識や能力を見据えた上で、より重点的・体系的な科目配置を行っている。2020年度で両プログラムの実施から3年度が経過するため、より専門教育を充実する観点から、各コースにおける受講状況等を十分に踏まえた上で、カリキュラムの一部見直しを行う予定である。

【評価基準】

解釈指針3-2-1-2

「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計専門職業人として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

【現状説明】

本会計大学院では、実務的な判断力、処理能力を修得させるために、各科目の教育の中で職業倫理の考え方やこれを理論的に説明する能力を養う教育を行っている。この方法は、少人数教育によるコミュニケーション能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力を高めるために、ケーススタディを用いた授業、エクスターンシップの機会を通じて、実務における考え方や感覚を養うことを目的としている。本会計大学院では事例研究の科目数は、2019年度において8科目（図表3-2参照）が開講されている。また、ケーススタディの手法は、演習や講義科目の内容によって随所で取り入れられている。

【自己評価】

上述のとおりであり、解釈指針 3-2-1-2 に合致しているものと判断される。

【今後の留意点】

ディベートやプレゼンテーションを取り入れた方法は、演習や事例研究等の授業において実施されている。特に事例研究科目は、リカレント教育の中核となる科目であり、社会人の課題を実践する力や実務への対応能力を向上させるために、今後も一定の開講数を維持継続する。

【評価基準】

解釈指針3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、実地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。

【現状説明】

本会計大学院では、授業科目に応じた授業方法を進めており、事例分析に必要な科目、実務的な要点をまとめることが必要な科目、現場感覚を養うことが必要な科目、状況に応じて会計専門職として必要な判断を下すことに必要な科目と、それぞれに応じた授業内容を展開している。また、タイムリーにホット・トピックスを提供することも必要であり、各科目の特徴に応じた授業を行っている。

【自己評価】

上述のとおり、解釈指針 3-2-1-3 に合致した授業となっているものと判断する。

【今後の留意点】

事例研究は、評価基準に示されているように会計専門職に必要な実践的能力を涵養する上で有用な科目である。リカレント・コース 1 年制を初めとする各コースでは、選択必修科目として一定数の受講を義務化している。今後も、社会人の課題を実践する力や実務への対応能力を向上させるために、キャリアアップ・コース 1 年半制とリカレント・コース 1 年制に所属する社会人学生を中心に、より積極的な受講を勧奨する。

【評価基準】

解釈指針3-2-1-4

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間外の学生の自習時間を十分に考慮したものであること。
- (2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第 10 章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

【現状説明】

本会計大学院では、次のような具体的な措置を行っている。

- (1) 授業時間数は、各年度に履修上限を定めており、学生に十分な自習時間を確保するように、無理のない履修科目数を設定している。
- (2) 授業においては必要なレジュメや資料が配布されており、シラバスで授業の進め方が明記されている。教材は予め決められており、予習事項はシラバスにおいて具体的に周知されている。
- (3) 授業時間において必要な資料が配布されており、これに基づいて復習や予習をすることが可能となっている。また、少人数教育では、予め担当するテーマを決めて進行している。
- (4) 自習室については後述するが、充分完備している。学生はLEX/DB等のデータベースが利用できるほか、資料室の文献が終日利用可能となっている。

【自己評価】

シラバスには「予習事項・宿題ないし課題」の欄を設け、予復習の事項や課題について具体的な指示を行っている。また、自習室、データベース、資料室が学生に開放され、終日利用可能となっている。これらの点から、解釈指針3-2-1-4の具体的な措置がとられているものと判断している。

【今後の留意点】

予復習の事項や課題について、各教員の創意に基づいて課題内容の記載を充実させていくとともに、シラバスについても、統一的な記載となるように、引き続き教員間の相互チェックを行う。

【評価基準】

解釈指針3-2-1-5(集中講義を実施する場合のみ)

集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

【現状説明】

本会計大学院では、夏季集中で行う「エクスターンシップ」を開講するほか、社会人の受講の利便性に配慮し夏季集中講義・春季集中講義を開講している。

【自己評価】

エクスターンシップは、毎年、8月中旬から9月中旬までの期間（いずれか2週間）に開講されている。また、夏季集中講義・春季集中講義は、学期の間の期間を利用して、1日当たり3時間×5日間の日程で開催している。開講時間数及び日数は、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されている。

【今後の留意点】

集中講義の開講に当たっては、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮しており、引き続き適切に運用する。また、学期中の授業配置の平準化を図るため、学期中の日曜日にも講義の設置が可能であるか検討を行っている。

るところである。

【評価基準】

3-3 履修科目登録単位数の上限

3-3-1

会計大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。

【現状説明】

本会計大学院では、2年間で有効な学習ができるように、履修制限と科目の年次配置を行っている。各コースの履修要件単位は図表 3-3 のように定めている。

標準2年制は1年次、2年次での不均衡な科目履修を避けさせて教育効果を高めるために各年次の最高履修単位は34単位としている。また、キャリアアップ・コース1年半制は、各学期の履修制限単位数を16単位としている（リカレント・コース1年制は制約なし）。

科目の配置年次は、図表 2-2 のとおりである。「演習」は全コースにおいて必修科目と位置付け、その他の講義科目は財務会計・管理会計・監査・企業法・租税法・経営の系列から履修することとしている。

【自己評価】

本会計大学院では、年間最高履修単位、必修、選択必修、選択科目の科目年次配置等によって適切にカリキュラムを設置しており、基準 3-3-1 に合致しているものと判断する。

【今後の留意点】

現状の履修単位数の上限設定や科目の年次配置は、設置基準および上記の評価基準に照らして適切なものであると考えており、引き続き適切に運用する。

【評価基準】

解釈指針3-3-1-1

会計大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次における履修登録可能な単位数の上限を各会計大学院で適切に設定する。

【現状説明】

授業時間は週5時限から7時限程度の履修が標準的であり、また、レポート作成や論文作成のためにも授業時間外の学習時間が十分に必要であることから、これを確保するために履修上限数を設定している。具体的には、標準2年制は、合計50単位以上の修了要件に対し履修科目登録の上限を年間34単位とし、キャリアアップ・コース1年半制は、各学期の履修制限単位数を16単位としている（リカレント・コース1年制は制約なし）。

上限単位の設定は、単位制の主旨から、予習、復習などの授業時間外準備時間の確保が主眼とし、各期における学習

態勢の均一化を図ることが目的である。なお、履修登録に際しては、演習指導教員が履修科目及び登録単位数を助言した上で許可する手続が取られており、個人の学習環境や成績の水準に応じて、適切な範囲で履修登録するよう指導している。

【自己評価】

以上により、解釈指針3-3-1-1に合致しているものと判断している。

【今後の留意点】

履修科目数の上限は、上記の理由によりの確に設定されているものと認識している。また、決められた履修単位数の範囲でより効果的な履修登録を行うように、引き続き指導教員による指導助言を行っていく。